

令和2年度

## 第4回 北広島市都市計画審議会

### 議事概要

令和3年1月28日(木)

市役所5階 委員会室

北広島市企画財政部都市計画課

## 令和2年度 第4回北広島市都市計画審議会

- 1 日 時 令和3年1月28日(木) 17時00分～17時55分
- 2 場 所 北広島市役所5階 委員会室
- 3 出席者 委 員：会長ほか8名  
事務 局：企画財政部長ほか4名  
関係部局：ボールパーク推進課長ほか1名

### 【委員】

安藤 淳一(会長)	川崎 彰治
岸 邦宏	小山 茂(欠席)
佐藤 芳之介	島崎 圭介
鈴木 聡士	田原 咲世
野田 政志	古川 澄隆

### 【事務局】

企画財政部長	川村 裕樹
都市計画課長	嘉屋 康夫
都市計画課 主査	大西 康文
都市計画課 主任	市川 嘉人
都市計画課 主任	高橋 和巳

### 【関係部局】

ボールパーク推進課長	柴 清文
ボールパーク施設課長	中垣 和彦

- 4 傍聴者 1名
- 5 議事内容

## 1 開 会

## 2 諮問書手交

## 3 議事録署名委員の指名

## 4 議 事

諮問案件第1号「札幌圏都市計画用途地域の変更」について

諮問案件第2号「札幌圏都市計画準防火地域の変更」について

諮問案件第3号「札幌圏都市計画運動公園地区地区計画の決定」について

諮問案件第4号「札幌圏都市計画道路の変更」について

諮問案件第5号「札幌圏都市計画公園の変更」について

諮問案件第6号「札幌圏都市計画緑地の変更」について

諮問案件第7号「札幌圏都市計画下水道(公共下水道)の変更」について

諮問案件第1号から第7号(資料1)について、事務局から説明

[質問・意見]

### ◆A委員

16 ページの地区計画の内容について、交流地地区と交通結節点地区では、駅直結の高層マンション等の住宅は建築できないということか。

### ◆事務局

交流地地区と交通結節点地区において住宅の建築を制限している。ただし、審議会の意見を聴いた上で、運動公園の効用を高める施設として建築を許可したものについては建築可能となる。

### ◆A委員

交通結節点地区は畜舎を制限していて、交流地地区では制限していない理由は何か。

### ◆事務局

交流地地区については、ハイジ牧場のような子供達が動物と触れ合う施設も建築可能とするため、畜舎を制限していない。

### ◆A委員

28 ページ、29 ページのスポーツ広場について、総合体育館の裏の輪厚川沿いまで区域を入れた理由は何か。

### ◆事務局

変更前のきたひろしま総合運動公園から継続しスポーツ広場の区域として決定することから、輪厚川沿いも指定している。

### ◆A委員

公園の区域に指定するのであれば、うまく活用して欲しい。

◆B委員

21 ページの広島公園通と西裏通の丁字交差点において、西裏通に右折レーンができるのか。

◆事務局

西裏通に右折レーンを整備する計画となっている。

◆B委員

右折レーンの延長はどれくらいか。

◆事務局

右折レーンの延長は30メートルとなる。

◆B委員

広島公園通と西裏通の丁字交差点については、交通シミュレーション含め、今後も検討していただきたい。

◆C委員

右折レーンの延長を30メートルとした理由は、用地的な制約なのか、交通シミュレーションの結果なのか。

◆関係部局

交通シミュレーションの結果に基づき延長を算出した。

◆C委員

検討の余地があるのであれば、余裕をもった設計にした方が良いと考える。可能な限り検討いただきたい。

◆D委員

西裏通から右折して広島公園通に入る交通量について、どのように予測しているのか。

◆事務局

現在、広島公園通から共栄の住宅地を通り、国道274号への抜け道として利用している車は、今後整備される、道道きたひろしま総合運動公園線を通して国道に抜けるように誘導していきたいと考えていることから、交通量は減ると予測している。

◆C委員

16 ページの地区計画の内容について、無秩序に住宅等が建築されないように制限しているが、審議会の意見を聴いた上で、運動公園の効用を高める施設として建築を許可したものについては建築可能となっていることから、そのような開発の余地があるとの理解で問題ないか。

◆事務局

今後、交流地地区、交通結節点地区の開発計画が出てきた段階で、運動公園の効用を高める施設として、審議会にてご意見いただければ、まちづくりとして積極的に展開していきたい。

◆A委員

「運動公園の効用を高める施設」の定義は、その都度変わるとの理解で良いか。

◆事務局

建築計画がその都度提出されることから、計画により定義が変わる可能性はある。

◆D委員

16 ページの地区計画の内容について、建築物の敷地の面積の最低限度が 300 平方メートルということは、これより小さな敷地では建築できないとの理解で良いか。

◆事務局

300 平方メートルというのは、おおよそコンビニ等が建築可能な最低限度の面積として、これより小さな敷地では建築を制限している。

◆D委員

10 ページの準防火地域が指定され、①の北広島市土木事務所、②の就労センタージョブの建物が既存不適格という扱いになり、取り壊しになるとの判断で良いか。

◆事務局

既存不適格となったから、建物が取り壊しになるというわけではなく、本人の意思に基づいた移転の計画があるとのこと。

◆会長

諮問案件第 1 号から第 7 号について、審議の結果、案のとおり承認することにご異議ないか。

(異議なし)

◆会長

審議会の答申として、諮問案件第 1 号から第 7 号について、案のとおり承認する。

## 5 その他

◆事務局

市の近況報告の後、次回の都市計画審議会の開催予定について説明

## 6 閉 会